

📎資産税～お役立ち～新聞📎

📍相続税・贈与税に関するお役立ち情報をお届けして参ります📍

第 55 号(2020 年 3 月)

📎📎《住宅取得等資金贈与と相続開始前 3 年以内贈与との関係》📎📎

📍【住宅取得等資金の贈与に係る非課税制度】

「住宅取得等資金の贈与に係る非課税制度」とは、平成 27 年(2015 年)1 月 1 日から令和 3 年(2021 年)12 月 31 日までの間に父母や祖父母等といった直系尊属から金銭の贈与を受けて、その贈与された金銭をもって自己の居住の用に供する住宅用家屋の新築、取得又は増改築を行った場合において、非課税要件を満たすときは、その贈与を受けた金銭の内、一定の金額まで贈与税が非課税となる制度です。(措法 70 条の 2)

📍【非課税特例を受ける為の手続き】

この非課税の特例を受ける為には、この特例を受けようとする者の贈与税申告書にこの特例を受けようとする旨を記載し、計算明細書その他一定の書類を添付して贈与を受けた年の翌年 2 月 1 日から 3 月 15 日までの間に所轄税務署へ提出する必要があります。

📍【相続開始前 3 年以内贈与との関係】

ところで、相続税法には、「相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該相続の開始前 3 年以内に当該相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合においては、その贈与により取得した財産の価額を当該相続に係る相続税の課税価格に加算する」という規定があるのを御存知でしょうか。(相法 19 条)

また、相続税の課税価格に加算すべき贈与財産は、「その贈与があった日の属する年分の贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるものに限る」とされています。(相法 19 条)

📍【住宅取得等資金は?】

そこで、住宅取得等資金についてみると、非課税要件を満たす場合には、贈与を受けた住宅取得等資金の内、一定の金額は「贈与税の課税価格に算入しない」と規定されています。

つまり、非課税扱いとなった住宅取得等資金については、たとえその贈与を受けた日が、当該贈与に係る贈与者の相続開始前 3 年以内であったとしても、その相続に係る相続税の課税価格に加算する必要はない、ということになります。

📍【贈与税の申告前に相続税の申告期限が到来したら?】

では、非課税特例を受ける為の贈与税申告書を提出する前に相続税の申告期限が到来してしまった場合はどうなるのでしょうか?

つまり、非課税特例を受ける為の贈与税申告書を提出する前に相続税の申告書を提出しなければならない、というケースです。

📍【住宅取得等資金を除外して相続税を申告する】

このようなケースの場合、相続税の申告上では、「住宅取得等資金の内、非課税特例の適用があるものとして贈与税の課税価格に算入されないこととなるもの」を除外して申告すればよいのです。(相令 40 条の 4 の 2_⑨項)

つまり、このようなケースの場合には、非課税特例を受ける為の贈与税申告書を提出すれば、非課税となるべき住宅取得等資金は、たとえ当該贈与税申告書を提出する前であっても相続税の課税価格から除外してよい、という訳です。

📍【但し、申告しない場合は課税される】

但し、非課税特例を受ける為の贈与税申告書の提出が無い場合には、当該住宅取得等資金は非課税とならず、一般の財産と同様に「相続開始前 3 年以内の贈与により取得した財産」として、相続税の課税価格に加算されることとなりますので、注意が必要です。(措通 70 の 2-14)

📍📍【終わり】📍📍